

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書（その5）

2016年8月25日

警察庁長官 坂口正芳 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、これまでに四回、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を撲滅するための陳情書及び要望書を提出してまいりました。2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て陳情書では、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪をご理解頂いて、それに適切に対処できる法整備と、速やかに両犯罪を捜査できるようにするための警察官の教育体制の確立等をお願いしてまいりました。また、2010年9月16日付安藤隆春元長官宛て要望書では、見えないテクノロジー犯罪の捜査が困難を極めることは明らかであることから、要らぬ労力を省くために、その元を断つ観点からの要望をしてまいりました。その内容は、テクノロジー犯罪に使われている高度な技術を掌握している組織は限られておりますので、その特定と、悪用した場合速やかに捜査できる法整備の要望でありました。つまり一方では、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が行われている現実を直視してそれに対処できる体制の確立であり、一方では犯罪の元を見極めて犯罪を抑止する体制確立の要望でありました。そして安藤隆春元長官に宛てた二度目の要望書（2011年5月19日付）と米村壮元長官に宛てました要望書（2014年6月26日）では、両犯罪の本質を理解することによる対策を要望してまいりました。

繰り返しになりますが、「テクノロジー犯罪」「嫌がらせ犯罪」どちらも当NPOの造語で、前者は、電磁波・超音波等見えない媒体を使ったテクノロジーを悪用して特定個人をピンポイントで捉えて精神・身体を攻撃しコントロールする犯罪を、後者は、特定個人に対するつきまといを始めとする様々な嫌がらせを組織的・継続

的に行なう犯罪を意味しております。

今回で五回目となります本要望書を提出する理由は以下であります。

- ① テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は、第一回陳情書提出時には500名に満たなかったものが、現在では1,694名と急増しております。しかしこの数は氷山の一角にも満たないと考えております。被害を認識できないレベルの攻撃を受けている被害者、ある程度認識していても精神的問題と誤解されるのを恐れて口外しないでいる被害者、恥ずかしい攻撃のため口外できないでいる被害者、被害を認識する前に殺されてしまった被害者等、おびただしい数の被害者が存在すると考えます。さらには全ての国民がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の傘下に入っていると思えるものがあります。犯罪主体の意思次第でいつでも誰でもその対象に為り得る環境が整っているように思われますことから、国民的問題と捉えて対処されるべき問題であります。
- ② 添付資料1「確認被害者1,694名居住県表」にありますように、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が全国に居住しているということは、それを行なう犯罪組織も全国に存在しているということでもあります。この犯罪組織は糾明されるべきであります。
- ③ 確認被害者1,694名中すでに23名がお亡くなりになっていることから、両犯罪により死に追い込むことができる犯罪であります。それを裏付けるように日々生命の危険を訴える被害者が全国におり、その置かれている状況は居ながらにして拷問状態というのが適切な表現であります。
- ④ お亡くなりになった23名中約半数は自殺であります。自殺防止対策は国の重要施策の一つですから警察庁も同じであります。そのため自殺対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪にも取り組むべきであります。ちなみに毎年25,000名を超える自殺者中約3割が精神疾患要因で自殺されております。うつ要因で約6,000名、統合失調症要因で約1,200名が自殺をしており、その中にテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が多数含まれていることが考えられますことから、自殺者対策という面からも真剣に捉えて対処されるべきであります。
- ⑤ 両犯罪で生じる現象（嫌がらせ犯罪では敵意の集中攻撃によるパニック症状、テクノロジー犯罪では音声・映像送信被害等）を精神疾患として誤って対処するシステムが構築されており、これが定着することは国民にとって大きな脅威であります。320万人を超える精神疾患患者の増加は大きな社会問題となっており、その一要因として両犯罪があることが考えられます。それを裏付ける証言として、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリー・トゥロー氏の証

言『マイクロウェーブ技術の危険性』を資料として添付致しました。氏はマイクロ波で精神疾患を誘発できるとし、それも自然な精神疾患なのか人によるものなのか分からないように誘発できるとまで証言しております。このような精神兵器と呼ばれるべき武器の存在が秘せられる一方で、精神医学・医療体制は発展しております。また国は医療保護入院を容易にするかたちで精神保健福祉法を改正しております。本来犯罪被害者として守られるべき人が精神障害者として扱われるのですからこれに満足する被害者はありません。これによりさらに自殺者が増えることが予想されます。そのため精神医療体制の充実を図るなら、一方ではバリー・トゥロワー氏の証言にある精神兵器と呼ばれるべき武器の存在も国民に知らされるべきであります。精神疾患対策も国家の重要施策の一つですから警察庁も同じであります。精神疾患対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策にも取り組むべきであります。これは前記自殺防止対策にも直結するものであります。

- ⑥ テクノロジー犯罪被害として三欲操作や音声送信被害がありますが、前記バリー・トゥロワー氏は「6. 6ヘルツは男性に激しい性的興奮を誘発します。誰かにひどい性的レイプを犯させることができます」と述べて、性欲操作を裏付けております。また2013年3月19日地下鉄東西線東陽町駅付近で発生した傷害事件では、元暴力団員の男が「自分の体内の超音波から、人を刺してみろよ、という言葉が聞こえ」犯行に及んだと証言しておりますので、音声送信被害による犯行と考えられます。音声送信被害者はその初期には音声に促されて動かされてしまうことを多くの被害者が証言しております。そのためこの技術を放置しておきますと同様の事件が頻発することが考えられます。信じられない凶悪犯罪の増加も社会問題化しており、それを抑止することも国の重要施策の一つとなっております。そのために信じ難い凶悪犯罪の防止に真剣に取り組むならテクノロジー犯罪の撲滅にも取り組まなければならないのです。
- ⑦ テクノロジー犯罪に使われている電磁的媒体が人体に影響を及ぼす事例として、1997年12月16日発生したポケモン事件があります。テレビアニメの放映中であつた赤い光の激しい点滅に反応して光過敏性発作を引き起こしたということですが、15～16Hzがてんかん症状を誘発する周波数であることは一部の学者は認識していたようであります。放映では16Hz弱であつたことが確認されており、16Hzであつたら被害はもっと大きかった可能性を指摘する学者もおります。また合衆国陸軍情報保安司令部が情報公開法に基づいて公開した資料『特定の非殺傷兵器の生体効果』によりますと、15Hzが光過敏性発作を誘発する周波数であると記しております。光は電磁波ですから、この事件は電磁波に非熱効果があることを一般に知らしめた最高の事例であります。これが故意に使われる恐れがありますので、15～16Hzに限らず、人

間に影響を与える周波数は、テレビ・ラジオだけでなく、全無線設備で使用を禁止する法が制定されてしかるべきであります。ちなみにロシアでは「電磁波・光・熱・超音波の放射」を武器として認める法が成立しております。日本でも同様の法整備が為されるべきであります（『ロシアのマインドコントロール兵器 2005年の新情報および要約』）。

- ⑧ これまでの調査から嫌がらせ犯罪に十一の特徴があることが分かってまいりました。相当数の人間が（①集団性）、四六時中（②継続・反復性）、つきまとい（③ストーカー性）、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる（④タイミング性）。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと（⑤監視性）、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせであります（⑥システム性）。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行われることから連絡網が完備しており（⑦ネットワーク性）、全国的に犯罪組織が存在していなければできない犯罪であります（⑧組織性）。そして行われている嫌がらせの内容が外国の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました（⑨マニュアル性）。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること（⑩歴史性）も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれており（⑪非常識性）、そこに重要な意味があることも分かってまいりました。起こっている現象が非常識であればあるほど一般人は話しを聞かなくなり被害者を孤立させることができます。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。これは犯罪主体にとっては困ることです。一方被害者にとっては身に起こっていることが非常識であればあるほど判断能力を超えてパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめられた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取ることができるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという犯罪主体の強固な意思を読み取ることができるようになりました。このように嫌がらせ犯罪主体の強固な意思と描く構図を看破できたことはこの犯罪の解明に大きく寄与すること確信致します。これまでの組織犯罪とは次元が違うこともご理解頂けると幸いです。よってこのような組織犯罪に対処できる体制を法整備も含めて整えるべきであります。
- ⑨ 嫌がらせ犯罪には、前記第3の特徴として「ストーカー性」がありますが、この場合は、恋愛感情関係なく、不特定多数によるつきまといであります。そのためストーカー規制法に抵触しないことになり、当NPOとしましては、ストーカー規制法の拡大解釈あるいは改正強化を要望してまいりました。その要望が

受け入れられない中で、自治体レベルでストーカー規制法の改正強化を目的とした迷惑防止条例改正強化の動きが始まっております。群馬・青森・神奈川・千葉・兵庫各県では既に成立して施行されております。特に群馬・青森両県では県警 HP にチラシを掲載して、恋愛感情に基づかないつきまといも対象としていることを明瞭に記して県民に告知しております。恋愛感情に限定されませんので不特定多数による組織的つきまといも対象にされるわけでありませぬ。この改正を実施した各県では必要に迫られて行なったものと考えられます。ちなみに外国のストーカー状況を見てみますと、添付しました米国司法統計局が情報公開した資料『米国におけるストーキング被害』から、2006年中に340万件を超えるストーカー被害を確認し、約6割が加害者を1人と主張し、他は複数と主張していることが分かります。さらには44万件以上が3名以上の加害者と主張していることも分かります。そしてこの内の約18万件が組織的ストーカー行為と主張していることも分かってまいります（同資料最終ページ：アンケート1・2）。この約18万件が当 NPO でいう嫌がらせ犯罪被害者と同一とみることが出来ます。この数字からも分かりますように、恋愛感情に基づいて、特定個人による特定個人を対象にした現ストーカー規制法では、この4割は救われないことになるのです。これは日本でも同じで、当 NPO は当初から恋愛感情に基づかない不特定多数によるつきまといを主張してまいりました。今回迷惑防止条例を改正強化した自治体ではこのような現実に対応したことが考えられます。この動きを全国の自治体に広げるとともに、ストーカー規制法自体の改正強化も為されるべきであります。尚、ストーカー規制法が制定される前の段階で公明党の働き掛けがあったことを元参議院議員福本潤一氏が証言しております。「この法律が、恋愛感情を理由とするつきまとい行為だけを取り締まりの対象にすることに決めたのは、公明党議員の働き掛けが大きかった。学会員の折伏のためにしつこくつきまとい、取り締まりの対象となっては困るからです。あの時与党だったから、国会に上程される前の法律原案の段階で、修正できたのです（『池田大作と暴力団』P122）宝島社刊」と述べているのです。しかし警察はあくまでも現場に最も適切に対処できる法を作成すべきで特殊な利害を要れるべきではありません。公明党は現在でも政権与党を形作っておりますので今後も同様の圧力を掛けてくると思いますが、ストーカー被害者全体を守る立場から、被害者最優先で対応していくことに不動であって頂きたいと思っております。

- ⑩ 嫌がらせ犯罪における9番目の特徴「マニュアル性」に付いてその源に迫る証言を得ることができました。元FBI特別捜査官テッド・ガンダーソン氏による証言であります（『元FBI特別捜査官テッド・ガンダーソン氏証言』）。氏はギャング・ストーキング（当NPOで嫌がらせ犯罪と称するもの）の行為・グ

ループ・集団について、「1980年代前半から実施されている隠密のプログラムを合理的に説明するものであると考えます。1980年代以降、ギャングストーキング行為は新たな通信・監視技術を利用し、その規模や激しさ、複雑さを増してきました。当該プログラムではエシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムというコードネームを用いています。エシュロン・プログラムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、世界中の全ての電子メールや電話の通話を監視しています。カーニボア・システムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、痕跡を残すなど所有者に知られることなく、あらゆるコンピュータシステムをダウンロードすることが可能です。テンペスト・システムは最大で4分の1マイル離れたところにあるコンピュータ画面上にあるものを解読することができます。これらのプログラムは何千人ものアメリカ国民にマイナスの影響を及ぼし、彼らの市民権を日常的に著しく侵害しています」と主張してその犯罪の存在を認めております。そしてそれを行なっている犯罪主体については政府系悪徳犯罪集団という名称を使って、「FBI その他情報機関、政府機関全般の幹部の他、犯罪組織の裕福かつ有力な構成員、億万長者や企業エリートらが、政府系ギャングストーキングプログラムを利用して、敵対者を攻撃しています」と主張しているのです。しかもその証拠も、「ギャングストーキングの事実は、FBI と国家安全保障局の両方で、エシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムに関する記録に記載されています。また、ギャングストーキングの事実は FBI と国家安全保障局の両方で、ナルス社のシステムにより収集された情報に関する記録に記載されています。ナルス社は防衛請負業者であるボーイング社の完全子会社であり、ボーイング社は FBI および国家安全保障局が現在使用している高度な大量監視コンピュータシステムを製造している会社です」と述べてその所在を明らかにしております。そしてこれを主張する情報源は、「FBI、中央情報局 (CIA)、国家安全保障局、軍情報部等の現役メンバーや元メンバー、犯罪集団内で活動中の情報提供者、被害者の証言」から得ていると述べているのです。そのため氏の証言の信憑性は絶大であります。日本は敗戦国でアメリカの影響を強く受けていることから、これが日本にも大いに影響している可能性があります。この観点からの調査も重要であります。

- ⑩ 元 FBI 特別捜査官テッド・ガンダーソン氏はさらに「ギャングストーキングの陰謀では立場のより高いメンバーがストーキング行為を開始し補給や資金供給を調整します。プログラムにより標的にされた個人の日々の監視や嫌がらせといった実際の単調な仕事は、下位レベルの政府機関の悪徳工作員、軍の下位階級のメンバー（民警団法違反）、軽犯罪者および暴漢が実行しています」と証言

しており、これは日本でも同じ手法が採られていると思われます。嫌がらせ犯罪は組織犯罪であることは明らかですが、暴力団の動きというよりは、一般人と変わらない集団による嫌がらせ行為であります。当 NPO ではこの輩を嫌がらせ犯罪実行部隊と呼んでおります。全国で暗躍するこの実行部隊の正体と背後関係は明確にされるべきであります。組織犯罪でありますから暴力団が背後にあって動かしていることも考えられます。その暴力団の構成について、元公安調査庁調査第二部長の菅沼光弘氏は、「同和 60%、在日 30%、中国人と同和でない日本人 10%」と証言しております。この構成員のなかには以下の⑭で説明する作業者が含まれていることも考えられます。またガンダーソン氏が「FBI その他の情報機関や政府機関全般で働いているほとんどの個人は正直であり、法を順守する公僕であると固く信じています。しかしながら、悪徳作業者のネットワークは FBI、CIA などの情報機関、その他重要な官職に秘密裏に潜入しています。この悪玉は個人的な権力や富を追い求めており、自分たち自身を法や憲法より上の存在だと考えています。彼らは、組織犯罪、悪魔崇拝カルトなどアメリカ国内のカルト運動、その他商業的・政治的権益、誤り導かれた市民組織や近隣集団と共に前述の監視や嫌がらせを実行します」と証言していることから、米国の政府系悪徳犯罪集団と通じる悪玉が日本の各組織にも入り込んでいて、それが連携して実行部隊を動かしていることも考えられます。嫌がらせ犯罪で行なわれていることが極めて準備周到であること、ある一定の線以上は絶対に行なわないことから、教育が行き届いていることは十分見て取れるものであります。そのような組織作りは暴力団では不可能で、日本の行政組織、特に警察組織に入り込んだ悪玉の仕業と考えた方が理解しやすくなります。警察を含めて日本の各組織に入り込み米国の政府系悪徳犯罪集団と連携している悪玉は徹底的に糾明されるべきであります。

- ⑫ 犯罪主体が描く構図と現代の世相（自殺者の増加、精神疾患患者の増加、信じ難い凶悪犯罪の増加）が合致していることは注目すべき事実であります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体が世相に影響を与えられるほどの実力者であることが想像されます。見方を変えますと、世相を演出するために両犯罪が使われていることも考えられます。これは犯罪主体を見誤らないために大事な視点であります。自殺者を増加させること、精神疾患患者を増加させること、信じ難い凶悪犯罪を増加させることで、どのような利益を得ようとしているのか見ることによって犯罪主体像が明確になってまいります。その意思を砕くことで三つの大きな社会問題の解決にも道を拓くことができますので、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の調査研究を徹底すべきであります。尚、これを考えるヒントとして故ラウニ・キルデ博士が次のように述べております。氏は添付しました『マイクロチップインプラント、マインドコントロール、サイバネティクス』で「こ

の技術が国家機密のままであり続けている理由の一つは、米国精神医学会が作成し、18カ国語で出版されている「精神疾患の診断・統計マニュアル第4版」が広く受け入れられていることである。米国諜報機関のために働く精神科医は、何の疑いもなくこのマニュアルの執筆と改正に参加していた。この精神科医の「聖典」は、マインドコントロールによる行動に対して、妄想型統合失調症の症状とラベルを貼り付けることでマインドコントロール技術を隠蔽している。———マインドコントロール実験の被害者は、医科大学で「精神疾患の診断・統計マニュアル」の症状リストを学んだ医師によって、日常的に妄想型統合失調症とほぼ反射的に診断される。自分の意志に反して標的にされているとか、電子的・化学的・細菌学的形式の心理戦争におけるモルモットにされていると患者が訴える場合、医師は、彼らが真実を語っていると判断しないように教えられている。———軍事医学の方向性を変え、人類の自由な未来を確保するために残された時間は少ない」と述べております。この精神科医の「聖典」が権威を持って世界に影響して犯罪主体が描く三つの構図の達成に寄与しているわけであります。よってこの診断マニュアルを破ることであります。

- ⑬ 圧倒的多数の被害者はなぜこのような犯罪の対象になったのか分からないと証言しております。しかも無辜の一般市民がこの被害を受けており、子供のころからの被害者もいることから、そのような人に手が出せる意思是恐ろしいもので、これを放置することは社会不安を増幅するだけであります。国内の治安を司る警察庁は断固としてその発露を糾明して摘み取らなければならない意思であります。
- ⑭ 被害者がいくら善意を示しても終わる様相を見せないということは、実際に加害行為を行なっている者の意思ではなく、背後にある大きな意思に従っていることが考えられます。添付しました『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』にある元諜報部員カール・クラーク氏の証言は、そこで述べられていることが、これまで当会が訴えてきた被害と大いに合致していることから、諜報活動として行なわれていることが考えられるようになりました。日本はスパイ天国と言われてきましたが、これは脳天気な表現で、工作員天国と言い換えるべきであります。他国からの指示で動く工作員活動の一環としてあるならば、それは侵略行為と捉えて対処されるべきで、国家安全保障上の問題であります。ちなみに工作員の暗躍としては北朝鮮による拉致問題が明らかになっておりますが、本問題が諜報活動との類似性があるならば、日本の公安当局も認識していなければならないことでもあります。認識するだけでなく目を光らせていなければならないのです。それがなければ拉致とは別の意味での工作員活動による被害者が現れるのは必定であります。しかし現実には諜報活動によると思われる被害者が存在するのですから公安当局の怠慢を指摘されるのは当然

であります。被害者の善意をことごとく覆して追い込んでくる手法は、ここまで考えなければ理解できないもので、作業員活動の一環としてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪があるとの観点から両犯罪対策に取り組むべきであります。

- ⑮ 当NPOの調査の結果、テクノロジー犯罪に使われている技術は人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルにあることが分かってまいりました。これは人間の活動を司る脳とコンピューターをつなぐブレイン・マシン・インターフェイスの技術がなければできない犯罪であります。この技術の開発は65年前に「サイバー（サイバネティクス）」という言葉が造語された時点に遡ることも分かってまいりました。これに関しては添付致しました『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域』に詳しく記されておりますが、この技術に最も関心を示したのが軍部であったことから守秘義務の中に入れられ、しかも軍事技術ですから国家の最高の頭脳を投入して開発が続けられてきたのです。また脳とコンピューターをつなぐのですから対象者は人間で、人体実験をしなければ完成しない技術であります。人体実験していることが公になれば開発できなくなりますのでその面からも守秘義務の中に入れられることになったのです。国家の最高レベルの頭脳を投入しておりますので科学技術開発の奔流でありながら全く国民に知らされずに開発が続けられてきたのです。これにさらに情報操作が加わって現実と一般認識との大きな差が生じていると考えられます。そのため被害者が泣けど叫べど救われない社会が構築されてきたのです。この点を看破できたのが当NPO18年間の活動の成果であります。これに付きましては、第九回テクノロジー犯罪被害フォーラムで説明しておりますので、当NPOホームページあるいはユーチューブでご覧頂きますようお願い申し上げます。
- ⑯ 人間コントロール技術をさらに裏付ける資料として米国陸軍戦争大学（The US Army War College）の季刊誌『Parameters』に掲載された『心にファイアーウォールはない』があります。前記サイバネティクス技術は、人間の脳が電子回路として機能すると捉えた天才的数学者ノーバート・ウィナーが主導したのですが、人間の脳に限らず、心臓、末梢神経系の化学・電氣的活性、大脳皮質部から身体の各部位に送られる信号、聴覚信号を処理する内耳の小さな有毛細胞、視覚的活動を処理する眼球の感光性の網膜と角膜などもコンピューターのデータプロセッサとして機能することが述べられ、今日それに狙いを定め、操作し弱体化させる情報戦争の時代に入っていると主張しております。これは人間のコントロールが技術的に可能であることを前提としているわけで、しかもそれができる武器をロシアが所有していると述べていることから、人間コントロール技術の存在が明らかになったのであります。音声送信被害と同じに、被害者がこの技術によって被害を受けていることは断定できませんが、一方的に精神的問題と片付けられる時代は去ったということでありませぬ。そのためこ

れも被害者と非被害者が一体となって証拠を掴む方法を確立すべき段階に入ったということでもあります。

- ⑰ 上記成果は国民の意識改革に欠かせない情報であります。国を守るために軍事技術の開発をせざるを得ない国家は人体実験をしなければ開発し得ないブレイン・マシン・インターフェイスの開発をせざるを得なくなっているのです。軍事技術であるため、また知られたら開発できなくなる技術ですから徹底した守秘義務の中に置かれており、そのためにそれがどのように使われても国民は皆目分らない迷妄の中に置かれているのです。今日の理解し難い社会現象にそれが現れていると考えられ、国民が知らないことをいいことに暴走を始めていると考えられます。本問題によって国家意思と国民の意思との大きなギャップが明瞭になることはいいことで、この意識をしっかりと持つことがこれからの日本人に求められているのです。これまでのように国家を信頼してきた時代は終わり、より成長した国家感が持てるようになるのです。これは望むべきことで、第九回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画はそれを学ぶ最高の教科書になると考えます。当NPOとしてそのような認識に至らざるを得なくなっておりますことから、最先端の軍事技術の悪用という面からの捜査が必要になっております。
- ⑱ 上記認識を持つことによって、警察への認識も新たになり、それも望まれることであります。これまで日本国民は余りにも警察を信用し過ぎてきたように思います。被害者がどの自治体よりも多い東京都の治安を担当している警視庁の当NPOへの対応は常識では考えられないものであります。都民の窮状を聴取できないで安心安全社会は断じて構築されません。都民の窮状も聞かない態度からは守っているものが別にあるのではと疑ってしまいます。犯罪主体にやさしく被害者に厳しい警視庁の体質は改善されるべきであります。警視庁に対する厳しい指導が必要であります。
- ⑲ 警察の対応について被害者証言からさらに付け加えておかなければならないことがあります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が身を守るために足を運ぶのは警察であります。にもかかわらず犯罪被害者として受け入れてもらえないというのが実際のところであります。それだけでなく被害者が来るのを知っていたかのようにおかしな態度で対応されたという証言がかなりあります。このことから被害者の行動が監視され、その情報が警察にも及んでいることが考えられます。警察が利用すべき監視システムが何者かに利用されていないか、その何者かに警察官が動かされていないかを調査することは、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を解明する一番の近道と考えます。これは警察の内部調査でできることですのでこれほど容易なことはありません。警察内の本来の指示ルートで理解し難い指示が出されていないか、本来の指示ルートではない外部から

の指示で動かざるを得なかったことはないか、ある場合それはどのような指示でその指示元は何者か、是非とも全警察官を対象に調査して頂きますようお願い申し上げます。

- ⑳ 以上を踏まえた上で、今後日本で予想されるテロ行為についても述べておきます。テクノロジー犯罪に使われている人間コントロールテクノロジーが高度に発達していることは被害者が一番よく認識しているところであります。これまでの調査から、テクノロジー犯罪主体は長期にわたりターゲットの脳に入り込み、その人間をある目的の方向に作り上げていることが考えられます。ここでは人間をテロリスト化するということであり、それは可能になっていると考えられます。その日本での現れ方は、通り魔を装った殺人事件、運転異常を誘発しての事故の演出、狂気と化した大量殺人事件であると考えます。既にマスコミを騒がせている事件や事故の背後にテクノロジー犯罪があることが大いに考えられるのです。要望趣旨⑥にも記しましたが、信じ難い凶悪犯罪をなくすためにもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の撲滅に努める必要があるのです。尚、このような事件・事故を日本型テロと捉えることによって世界で発生しているテロの見方に一石を投じることができると考えます。テロはテロリストを背後で操る犯罪主体が作り出しているものだという捉え方であり、テロ実行犯の背後にもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体が在るとする捉え方が本当の意味でテロの撲滅につながることを確信致します。

以上の理由から本要望書を提出せざるを得ないものであり、坂口長官には現実に起こっているテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を、被害者と日本警察組織が一体となって解決できるよう、以下の要望事項を速やかに実行して頂きますようお願い申し上げます。

尚、これまでに提出した陳情書・要望書の扱いに付きましては、法と証拠に基づいて誠実に対処していることを文書で回答頂いておりますが、上記しましたテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の性質から、それだけでは全く足りないことをご理解頂けると思っています。両犯罪は犯罪主体の目的を達成するために強固に意思統一して行なわれている組織犯罪であります。目的達成のためには無辜の人間や子供でも対象として行なわれる憎むべき犯罪であります。被害者に起こっていることは、あらゆる面で個人破壊であり、それは家族破壊に直結し、社会破壊につながるものであります。これを容赦なく全国民に仕掛ければ国家破壊となります。要望趣旨⑩に示した『心にファイアーウォールはない』に書かれている人間をターゲットにした高度情報化時代の戦争が既に始まっていることを想起せざるを得ません。見えない方法で行なわれ、情報操作で国民に知らされていないのですから、宣戦布告なしに行なう

ことができる戦争であります。ですから既に第三次世界大戦に突入しているという見方が大事で、国家安全保障上の問題と捉えて対処されるべきなのであります。犯罪主体は法を超えて国民に臨んでおり、当然警察権力も巧みに抱き込んでこの犯罪を行なっていると考えられます。そのような犯罪に対して法と証拠に基づいて誠実に対処すると、貴庁の対応では目の目を見る前に全ては終わっていることが容易に見て取れるのであります。それによって出現する社会は全く抵抗できない完全支配の暗黒社会であります。ですから坂口長官にはこれまでにない知恵を出すことが求められているのです。当 NPO と致しましてはそのアドバイスも兼ねて本要望書を提出する次第です。ここに記しました要望趣旨をよくご理解の上、以下の要望事項を確実に実行して頂きますようお願い申し上げます。またその進捗状況を逐次お知らせ頂きますよう合わせてお願い申し上げます。

要 望 内 容

要望事項 1.

テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の実態を全警察官が認識するようにして下さい。28万人を超える全警察官が両犯罪を認識して仕事に当たるだけで大きく改善されていくこと確信致します。そのため当 NPO ホームページあるいはユーチューブにアップしてあります「第九回テクノロジー犯罪被害フォーラム」の録画を全警察官が観るように指示して下さい。合わせて本要望書を全警察官に配付して熟読するように促して下さい。そしてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を知らない警察官がいないまでに徹底して下さい。

第九回テクノロジー犯罪被害フォーラム

第一部：嫌がらせ犯罪の実態

<https://www.youtube.com/watch?v=gDuIushdlNk>

第三部：テクノロジー犯罪の実態

<https://www.youtube.com/watch?v=g3196IkV7U4>

要望事項 2.

テクノロジー犯罪被害者、嫌がらせ犯罪被害者が警察窓口に相談に来た場合の受け入れ体制を確立して下さい。そのために要望事項 1 を確実に実施して、被害者の訴えをよく聞き、全国的な被害状況を把握できるよう体制を整えて下さい。また、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者を対象とした電話相談を実施して下さい。それはメディア媒体を使って告知した上で実施して下さい。

要望事項 3.

被害者が警察に相談に来た場合、起こっている現象がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に起因するのか、自然によるものかを見分けるために、警察署での相談を充実させるとともに（要望事項 2）、電磁波や超音波と思われますが、この犯罪に使われている見えない媒体を遮蔽できる部屋を警察署単位で設けて、一時的にその部屋に収容して、様子を見てから判断するようにして下さい。

尚、電磁波の遮蔽に付きましては超伝導シールドが有望視されます。JR 東海によるリニア新幹線の建設が認可されましたが、一方で強烈的な電磁波が発生することから反対も根強い状況であります。製造側もその点は認識していて、それを抑える研究が 20 年以上前から行なわれております。それが超伝導シールドであります。磁波を 100%遮断するというのですから大変なものであります。リニアモーターカーでこれが実現すれば反対派は激減すると思われれます。またテクノロジー犯罪被害者も救われる可能性があります。JR 東海はこの技術を開発していると考えられますので、テクノロジー犯罪被害者の退避場所として、各警察署に超伝導シールドルームを設備して下さい。

要望事項 4.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を全ての国民が理解するように促して下さい。国民が知ることがその抑止につながります。そのため警察の広報活動の中で当 NPO の活動を紹介するとともに、上記フォーラムの録画を国民も観るように促して下さい。また警察関連施設でのパネル展示やポスターの掲示をご承認下さい。

要望事項 5.

現代の三大世相としてある自殺者の増加、精神疾患患者の増加、信じ難い凶悪犯罪の増加を改善していくことは政府の重要施策となっております。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が結果するものがこの三大世相と大いに合致するものでありますことから、この面からも両犯罪に取り組んで下さい。

要望事項 6.

科学警察研究所において、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪に使われている以下の技術（武器・兵器）、装置、システムの調査研究、及びそれらが使用された場合それを探知する方法の調査研究を徹底して下さい。また、被害内容を分析して、それが既存の日本の技術（武器・兵器）で可能か否かを見極め、不可能な場合はどこの国の技術（武器・兵器）が使われているのか特定する調査研究も徹底して下さい。さらにはそれら技術（武器・兵器）を所有して使用できる立場にある部署・組織を明確にする調査研究も徹底して下さい。

- ① 人間トラッキングテクノロジー：特定個人を四六時中つきまとう技術。元秘密諜報部員カール・クラーク氏が、「ターゲットはレーダー、衛星、基地局、無料のコンピュータープログラムで、どこに居ても追跡できます」と証言した技術とその発展型技術。
- ② 精神兵器（サイクロトロン兵器）・疾病誘発兵器：マイクロ波の専門家バリー・トゥロー氏証言にある精神疾患・癌・心臓発作を誘発できる兵器。
- ③ マイクロ波兵器：元秘密諜報部員カール・クラーク氏証言にある、熱、体内焼付け感、痛み、吐き気、恐れを誘発できる兵器。
- ④ サイバネティクス（サイバー）兵器：人間の脳とコンピューターを無線でつなぎコントロールする人間コントロール技術（兵器）。
- ⑤ 神経学的通信システム：国境を越えて人間の脳とコンピューターをつなぐ通信システム。
- ⑥ 壁透過型監視技術および嫌がらせ犯罪実行技術：嫌がらせ犯罪には、家の中の動向を走査して、絶妙のタイミングで嫌がらせを行なう技術が使われています。
- ⑦ エシユロン・プログラム、カーニボア・システム、テンペスト・システム：元FBI 特別捜査官テッド・ガンダーソン氏がギャングストーキングに使われていると証言した3つの技術。
- ⑧ スーパーコンピュータを用いた遠隔的神経監視システム：故ラウニ・キルデ博士が米国とイスラエルにあるという監視技術の究極としてある神経監視システム。
- ⑨ レーダーを用いたマイクロ波聴覚効果：合衆国陸軍情報保安司令部が情報公開した『特定の非殺傷兵器の生体効果』にある、マイクロ波聴覚効果の追試のために既存のレーダー設備を使って行なった音声送信技術及びその発展状況。
- ⑩ その他非殺傷兵器の範疇に入れられる全ての技術（武器・兵器）。

要望事項7.

上記技術（武器・兵器）を使ったテクノロジー犯罪を刑法犯罪として処罰できる法整備をして下さい。

要望事項8.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を行なっている全国的な組織及びその連絡網を究明して公表して下さい。要望趣旨⑭記しましたように工作人員活動として行われていることも考えられます。要望趣旨⑮⑯に記しましたように軍事技術であるサイバネティクス技術開発のための人体実験の対象とされている可能性もあります。全国網の目のように張り巡らした犯罪組織を維持するために絶えず誰かをターゲットにして訓練していることも考えられます。あらゆる分野で日本人の台頭を阻むために外国

からの指導で行なわれていることも考えられます。要望趣旨⑩にあります米国の政府系悪徳犯罪集団の力が日本政府を含むあらゆる組織（含む警察・暴力団）に及んでいてそれらが連携して行なっていることも考えられます。日本人の常識では考えられない犯罪組織を徹底究明してその結果を公表して下さい。

要望事項 9.

警察大学校、管区警察学校において、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪を捜査できる人材を育成して下さい。

要望事項 10.

テクノロジー犯罪を捜査する専門の部署を警視庁及び道府県警察本部に設けて下さい。テクノロジー犯罪にはサイバー(サイバネティクス)技術が使われております。そのため現在のサイバー犯罪対策課を二部制にして、一部は人間に対するサイバー攻撃を担当する部署として下さい。

要望事項 11.

嫌がらせ犯罪は要望趣旨⑧からこれまでとは次元が違う組織犯罪であることが分かります。そのような嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰できる法整備をして下さい。

要望事項 12.

嫌がらせ犯罪を捜査する部署を警察署単位で設けて下さい。

要望事項 13.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な全警察官を対象としたアンケート調査を実施して下さい。それには要望事項1を確実に実施してよく理解した上で実施して下さい。アンケートでは、①両犯罪被害を経験していないか、②経験している場合どのような被害で加害者をどのように捉えているか、③加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合は誰からどのような行為を強いられたのか、④被害者が警察署に相談に来る前にその知らせが何者かによってもたらされていないか、もたらされている場合その情報提供者は何者か、⑤前記情報が知らされるだけでなく、被害者に対しておかしい対応をするようにとの指示はなかったか、ありの場合その対応とは、⑥被害者の相談内容を漏らすよう要求がなかったか、ありの場合その要求者は何者か、等を問うアンケート調査であります。その結果と当 NPO のアンケート集計結果とを比較すれば当 NPO の訴えを別の面から裏付けることとなります。また全警察官の意識状況を新しい面から認識

できるようになります。これを人事に大いに利用して下さい。

要望事項 14.

当 NPO 東京定例会、札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡・鹿児島・沖縄で開催している被害者による集いに職員を派遣して被害実態の把握に努めるよう警視総監及び道府県警察本部長に指示して下さい。

要望事項 15.

各自治体でストーカー規制法を補完する形での迷惑防止条例の改正強化の動きが始まっております。これはストーカー規制法の改正を受けて、迷惑防止条例では以前からつきまといに対して恋愛感情を条件としていなかったことを明確にし、つきまといに伴う嫌がらせ行為を合わせて明確にした点が改正のポイントとなっております。これを47都道府県全てで実施されるよう指示して下さい。また、ストーカー規制法を、恋愛感情に基づかない、不特定多数によるつきまとい、及びそれに伴う様々な嫌がらせ行為（添付『被害実態アンケート集計表』中「嫌がらせ犯罪被害と被害者数 p 2」にある全ての嫌がらせ行為）も規制の対象とされるよう改正して下さい。これに付きましては、本年初め、兵庫県迷惑防止条例改正に際しパブリックコメントを実施しておりましたので提出致しました『兵庫県迷惑防止条例改正に当たっての提案の件』を参考にして下さい。

添付書類

- | | | |
|-----|---|-----|
| 1. | 被害者 1, 694 名居住県表 | 1 枚 |
| 2. | 『被害実態アンケート集計表』 1, 400 名対象 | 1 部 |
| 3. | 『マイクロウェーブ技術の危険性』 | 1 部 |
| 4. | 『特定の非殺傷兵器の生体効果』 | 1 部 |
| 5. | 『ロシアのマインドコントロール兵器 2005 年の新情報および要約』 | 1 部 |
| 6. | 『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』 | 1 部 |
| 7. | 『米国におけるストーキング被害』 | 1 部 |
| 8. | 『元 FBI 特別捜査官テッド・ガンダーソン氏証言』 | 1 部 |
| 9. | 『元公安調査庁調査第二部長の菅沼光弘氏証言』 | 1 部 |
| 10. | 『マイクロチップインプラント、マインドコントロール、サイバネティクス』 | 1 部 |
| 11. | 『マイクロ波によるマインドコントロール：人権とプライバシーを奪う現代の拷問および支配のメカニズム』 | 1 部 |
| 12. | 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 | 1 部 |
| 13. | 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』 | 1 部 |

14.	『心にファイアーウォールはない』	1部
15.	『兵庫県迷惑防止条例改正に当たっての提案の件』	1部
16.	群馬県・青森県迷惑防止条例改正告知チラシ	各1枚
17.	『高温超電導体による磁気シールドとその応用』	1部
18.	2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て陳情書	1部
19.	2010年9月16日付安藤隆春元警察庁長官宛て要望書	1部
20.	2011年5月19日付安藤隆春元警察庁長官宛て要望書	1部
21.	2014年6月26日付米村壮元警察庁長官宛て要望書	1部
22.	パンフレット	1部
23.	チラシ	1枚
		以上